

平成 25 年 8 月 9 日
近畿ブロック昇降機等検査協議会

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

平成 25 年度 7 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、残暑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7 月末締めのお受付台数は 12,089 台で本年度累計は 45,303 台、前年同月比 107.4%前年度累計比 104.7%となりました。 つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 建築基準法施行令の一部を改正する政令について

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災においては、大規模空間を有する建築物において天井が脱落した事案が多数生じたことや、エスカレーター等の脱落事案が複数確認されたことから、今般、建築物等のさらなる安全性を確保するため、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）を改正することになりました。改正内容は下記の通りです。

(1) エレベーター、エスカレーター等の脱落防止処置

- ① エレベーター及び遊戯施設は、釣合おもりについて地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとし、また、構造計算により地震その他の震動に対して構造耐力上安全であることを確かめることとする。
- ② エスカレーターは、地震その他の震動により脱落するおそれがないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであることとする。

公布 平成 25 年 7 月 12 日 施行 平成 26 年 4 月 01 日

上記改正については告示された際に改正内容等の詳細を記載いたします。

2. 基準月内報告率向上について

当協議会は 10 社の報告会社の協力をいただき技術委員会を組織しています。この組織で毎月の基準月内報告率の向上を目指して 3 年間の取り組みを実施した結果、当初は 80%前後の基準月内報告率が 98%まで向上しました。ただし、報告会社全社では 90%前後で停滞している現状であります。コンプライアンスの観点からみると 100%の実施率が望まれますが、お客様の様々な状況、環境から困難な数字と思われれます。しかし、皆様のご協力をいただきながらより高い数値を目指して取り組んでいきますので、各報告会社様もご協力をよろしくお願いいたします。

ご要望がございましたら、毎月の基準月内報告率もご連絡いたしますので、お申し付け下さい。

3. 当協議会パソコン OS 入れ替えについて

当協議会のパソコンの OS を Windows X P から Windws7 へ入れ替えを行いました。6 ヶ月前の報告書用紙の内容で、文字が欠落したり化けてしまったりしている場合がございます。大変ご面倒をおかけしますが、欠落した文字や化けてしまった文字を記載いただき、報告者欄に記載押印を依頼されますようお願いいたします。

4. 和泉市様からのご指導

定期検査報告の関係書類については、法律で定められた書式なっていることから、定期検査報告書（第一面）（第二面）（第三面）、検査結果表、別添 1 様式・別添 2 様式の文言や漢字等の誤りは受け付けない旨の指導がありました。

当協議会のホームページで 4 月に掲載した帳票には文言の誤りがありましたので、6 月に文言誤りを訂正した帳票に差替えております。定期検査報告書の帳票を当協議会のホームページからダウンロードして使用されている報告会社様は、現在の帳票を再度ダウンロードして、ご使用いただくようお願いいたします。なお、8 月 1 日以降の受け付けに関しましては、文言や漢字の誤りのある報告書はご返却させていただくことをご了承願います。

以上